

重要【要回答】

令和3年1月20日

保険薬局 各位

一般社団法人岐阜県薬剤師会
会長 日比野 靖

医療従事者向け新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者の報告について(依頼)

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの接種は、国の方針のとおり医療従事者等を優先して開始される予定です。県内の薬局における接種予定者については、県の依頼により県薬剤師会がそのリストのとりまとめ等を行うこととなりました。

つきましては、ワクチン接種についての詳細はまだ決定されておきませんが、一刻も早く接種体制を整えておくため、貴薬局の薬剤師等で優先接種を受ける予定者について、氏名等必要事項を下記により県薬あて報告して下さるようお願いいたします。

記

1. **対象** 岐阜県内の保険薬局(非会員も対象です。)
2. **ワクチン接種の対象者**

保険薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師及びその他の職員(事務職員、登録販売者を含む)。保険薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限ります。

なお、医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断になります。

また、この優先接種を受けない方についてもその後の住民に対する接種の対象になります。

3. 薬局の開設者(管理者)は、貴薬局の従事者についてワクチン接種の対象者となるか否かを判断し、対象者に接種の意向を確認したうえで、報告するようにしてください。
4. **回答期限**：令和3年1月31日(日)【期限厳守】
5. **回答方法**：インターネットによる回答

(接種予定者ごとの報告となります。)

※以下のURL、右記QRコードよりご入力ください

<https://ws.formzu.net/dist/S39006026/>



(インターネットが困難な場合は県薬事務局までご相談ください)

6. 今後の大まかな流れ

接種予定者を報告していただいた後、3月上旬(予定)に、接種予定者に対しクーポン券付き「予診票」が配布されるとともに、接種日時・場所の案内があり、指定会場で接種を受けていただくことになる予定です。

7. 問合せ先

岐阜県薬剤師会事務局 電話 058-260-8800

※既に地域薬剤師会等へ接種予定者を報告している場合も、重複となりますが本調査への回答を必ずお願いします。本調査のデータに基づいてクーポン券付き予診票が発行される流れとなっていきます。